

指 定 地 域 密 着 型 通 所 介 護

重 要 事 項 説 明 書

及 び

利 用 契 約 書

香 樹 の 里 汐 音

指定地域密着型通所介護サービス

介護保険事業所指定番号 第1470502533号



【施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意ください内容です】

指 定 地 域 密 着 型 通 所 介 護

重 要 事 項 説 明 書

香 樹 の 里 汐 音

指定地域密着型通所介護サービス

介護保険事業所指定番号 第1470502533号

1 施設経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人 楠会
- (2) 法人所在地 横浜市南区六ッ川 4 丁目 1234 番地 45
TEL 045-820-4123 FAX 045-820-4131
- (3) 代表者氏名 理事長 田 澤 勝 幸
- (4) 設立年月日 平成 14 年 12 月 16 日

2 施設の概要

- (1) 施設の種類 老人福祉法第 20 条の 2 の 2 に定める通所介護
- (2) 施設の目的 老人福祉法第 5 条の 2 第 3 項に定める老人デイサービス事業です。介護保険法第 7 条第 11 項に規定する通所介護を行う施設です。要支援 1・2 又は要介護 1 から 5 の認定を受けた方で日常生活上のサービスや機能訓練を行うことを目的としています。
- (3) 施設の名称 香樹の里 汐音
- (4) 所在地 横浜市南区六ッ川 4 丁目 1154 番地 81 号
TEL 045-828-6771 FAX 045-828-6775
- (5) 管理者名 藤根 萌希
- (6) 営業日 月～土曜日（祝日も営業）
- (7) 休業日 日曜日、年末年始（12 月 30 日～1 月 3 日）
- (8) 受付時間 午前 9 時から午後 5 時 30 分まで（祝日も受け付けます）
- (9) 利用定員 15 名
- (10) 併設サービス 訪問介護

3 事業の目的

社会福祉法人楠会が運営する香樹の里 汐音（以下、「事業所」という。）が行う地域密着型通所介護事業及び第 1 号通所事業（横浜市通所介護相当サービス）（以下、「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護者、要支援者又は事業対象者（以下、「要介護者等」という。）に対し、事業所の生活相談員及び、機能訓練指導員、看護師、准看護師等の看護職員、介護職員（以下「従事者」という。）が当該事業所において、排泄、食事等の介護、入浴の介助、その他日常生活上の世話又は支援、機能訓練等の適切な地域密着型通所介護及び第 1 号通所サービス（横浜市通所介護相当サービス）（以下、「地域密着型通所介護等」という。）を提供することを目的とする。

4 基本方針

利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の援助及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的、精神的負

担の軽減を図る。そのために市町村、地域包括支援センター、老人介護支援センター、居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護予防サービス事業者、他の地域密着型サービス事業者、地域密着型介護予防サービス事業者、その他の保健・医療・福祉サービスを提供する者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取り組みを行う者等との連携をとるものとする。

5 サービス提供のため実施

事項	有無	備考
従業員への研修の実施	○	入職後2か月以内に行います。毎月、介護技術等の向上を目的とした研修を実施しています。
サービスマニュアルの作成	○	緊急時・介護マニュアル等整備済
第三者評価実施	×	第三者評価は未受審・情報公表は実施

5 職員の配置状況

当施設では、ご契約者に対して通所介護サービスを提供する職員として、次の職種の職員を配置しています。

☆ 主な職員の配置状況 (令和6年4月1日現在)

職 種	常勤	常勤兼務	非常勤	非常勤兼務	指定基準
1 管理者		1名			1名
2 生活相談員		1名		1名	1名
3 機能訓練指導員			1名	1名	1名
4 介護職員			5名	1名	1名
5 看護職員			1名	2名	1名

※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

6 提供するサービスの内容

施設で提供するサービスの内容は下記のとおりです。

(1) サービス提供時間 午前10時30分 ～ 17時30分

(2) サービス内容

- ①日常生活の援助 ②健康状態の確認 ③機能訓練サービス
- ④送迎サービス ⑤入浴サービス ⑥食事サービス
- ⑦相談・助言等

7 事業実施地域

南区	六ッ川1～4丁目、中里1～4丁目、永田北1～3丁目、永田山王台、永田台、永田東1～2丁目、別所中里台、永田みなみ台、中里町、別所1～7丁目、
港南区	芹が谷1～5丁目、東芹が谷、下永谷1・2・6丁目
保土ヶ谷区	権太坂3丁目、狩場町
戸塚区	平戸1～5丁目、平戸町（環状2号線を境に東側）、品濃町（環状2号線を境に東側）

8 利用者負担金

利用者負担金は、次の3種類に分かれます。具体的な金額は次のとおりです。

- ① 介護報酬に係る利用者負担金（費用全体の1割、2割又は3割）
- ② 運営基準（厚生労働省令）で定められた「その他の費用」（全額自己負担）
- ③ 通常のサービス提供の範囲を超える保険外の費用（全額自己負担）

（注）②または③の費用が必要となる場合には、事前に詳細を説明し、利用者の同意を得た上でいただくことになります。疑問点があれば、お尋ねください。

（1）自己負担金（利用者負担金）

ア 法定代理受領（現物給付）の場合、次のいずれかの方法によりお支払いいただきます。

- ① 自動口座引き落とし（ご指定の金融機関の口座から月1回引き落とします。1ヶ月ごとにまとめていただき、サービス提供月の翌月27日に引き落としが掛かります。）
- ② 現金払い（現金払いは、止むを得ない場合のみの扱いとなります。事務担当にお支払いください。）

イ 居宅サービス計画を作成しないなど「償還払い」の場合

いったん利用者が利用料（10割・全額）を支払い、その後横浜市に対して保険給付分（9割、8割又は7割）を請求していただくことになります。

ウ 介護保険外のサービスとなる場合（サービス利用料の一部が、制度上の支給限度額を超える場合を含む。）は、全額自己負担となります。介護保険外のサービスとなる場合には、居宅サービス計画を作成する際に介護支援専門員から説明を受け、利用者の同意をいただくことになります。

香樹の里 汐音 料金表

★ デイサービス 1 日あたりの利用料 (R6/04/01 より)

所要時間 7 時間以上 8 時間未満の場合	単位数	一割負担分	二割負担分	三割負担分
要介護 1	753 単位	808 円	1,615 円	2,422 円
要介護 2	890 単位	954 円	1,908 円	2,862 円
要介護 3	1,032 単位	1,107 円	2,213 円	3,319 円
要介護 4	1,172 単位	1,257 円	2,513 円	3,769 円
要介護 5	1,312 単位	1,407 円	2,813 円	4,220 円

※入浴をした場合、入浴介助加算 40 単位が加算されます。

40 単位 $\times$ 10.72 = 429 429 円 - (429 $\times$ 0.9) = 43 円 (一割負担分)

(429 $\times$ 0.8) = 86 円 (二割負担分)

(429 $\times$ 0.7) = 129 円 (三割負担分)

※ 1 ヶ月のデイサービス合計単位数に応じて別途『介護職員処遇改善

加算Ⅰ、介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ、ベースアップ等支援加算』による利用者負担額が発生します。

・利用者負担金算出方法

1 か月の総単位数 $\times$ 5.9 (処遇改善加算Ⅰ) = 処遇改善加算Ⅰの単位数

1 か月の総単位数 $\times$ 1.0 (特定処遇改善加算Ⅱ) = 特定処遇改善加算Ⅱの単位数

1 か月の総単位数 $\times$ 1.1 (ベースアップ等支援加算) = ベースアップ等支援加算の単位数

1 か月の総単位数 + 処遇改善加算Ⅰの単位数 + 特定処遇改善加算Ⅱの単位数 + ベースアップ等支援加算の単位数 $\times$ 地域単価 (10.72) = ○○円 (1 円未満切り捨て)

○○円 - (○○円 $\times$ 0.9 (一割負担) ○○円 $\times$ 0.8 (二割負担) ○○円 $\times$ 0.7 (三割負担) = 利用者負担)

☆ 実費負担の内訳

費 用 項 目	金額 (1 日)	内 訳
① 食費	1000 円	昼食 900 円・おやつ代 100 円
② 教養娯楽費 ご希望により提供	実費負担	レクリエーション活動時の 作品材料費や行事にかかる代金 などの費用として

☆ その他の費用

① おむつ代 (施設から提供した場合 1 枚)	パンツタイプ 70 円 フラットタイプ 40 円	テープ付おむつ 90 円 ケアパッド (小) 30 円
-------------------------	-----------------------------	--------------------------------

9 サービス利用の中止（休止）

- (1) 利用者がサービスの利用を中止（休止）する場合には、すみやかに次に掲げる場所に連絡してください。

連絡先

香樹の里 汐音

電話番号 045-828-6771 FAX 番号 045-828-6775

- (2) 利用者の都合でサービスを中止（休止）する場合は、サービス利用日の前日までに事業所に申し出てください。利用予定日 1 日前までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、下記の料金をお支払いいただきます。

連 絡 日	キャンセル料
利用予定日の 1 日前までに申し出があった場合	無 料
利用予定日の当日に申し出があった場合	当日の食費 1000 円

10 緊急時の対応

サービス提供にあたり事故、体調の急変等が生じた場合は、事前の打ち合わせどおり、家族、医療機関（主治医）、消防、警察、居宅介護支援事業者、介護支援専門員、区役所、福祉局、その他緊急連絡先等に連絡します。

11 非常災害対策

消防法に基づき、下記のとおり非常災害への対策を講じます。

- (1) 防火管理者を選任し、消防計画書を作成しそれぞれ南消防署に届出をします。
- (2) 消防計画書に基づき火気使用設備・消防・防災設備等を点検します。
- (3) 自衛消防組織を編成し、消防訓練を年 2 回以上実施し、災害の予防、災害発生時の被害軽減をはかります。

12 地域との連携について

- (1) 運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めます。
- (2) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族地域住民の代表者、当該事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、サービスについて知見を有する者等により構成される協議会（「運営協議会」という。）を設置し、おおむね 6 月に 1 回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けます。

10 苦情の受付

(1) 事業所の相談・苦情窓口

施設に対するご相談や苦情は以下の専用窓口で受け付けます。

○受付窓口 生活相談員

○受付時間 月曜日～土曜日（祝日も営業） 9:00～17:30

事務所内苦情受付ボックスも設けてあります。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

南区高齢・障害支援課

TEL 045-341-1136

受付時間 月曜日～金曜日（祝祭日除く）9:00～17:00

保土ヶ谷区高齢・障害支援課

TEL 045-334-6381

受付時間 月曜日～金曜日（祝祭日除く）9:00～17:00

戸塚区高齢・障害支援課

TEL 045-866-8429

受付時間 月曜日～金曜日（祝祭日除く）9:00～17:00

港南区高齢・障害支援課

TEL 045-847-8454

受付時間 月曜日～金曜日（祝祭日除く）9:00～17:00

横浜市健康福祉局介護事業指導課

TEL 045-671-2356

受付時間 月曜日～金曜日（祝祭日除く）9:00～17:00

神奈川県国民健康保険団体連合会 介護保険課介護苦情相談係

TEL 045-329-3447 （苦情）

受付時間 月曜日～金曜日（土日祝日除く）8:30～17:15

横浜市福祉調整委員会

TEL 045-671-4045

受付時間 祝日末年始を除く月曜日～金曜日の8:45～17:15（12時～13時を除く）

指 定 地 域 密 着 型 通 所 介 護

利 用 契 約 書

香 樹 の 里 汐 音
地域密着型通所介護事業

介護保険事業所指定番号 第 1470502533 号



_____（以下「利用者」という。）と、社会福祉法人 楠会（以下「事業者」という。）は、香樹の里 汐音（以下「施設」という。）において、事業者から提供される指定地域密着型通所介護サービスを受け、それに対する利用料金を支払うことについて、次のとおり契約を締結します。

第1章 総 則

(サービスの目的及び内容)

第1条

- 1 事業者は、介護保険法の趣旨にしたがい、利用者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、指定地域密着型通所介護サービスを提供します。
- 2 事業者が利用者に対して実施する指定地域密着型通所介護サービスの内容、利用期間、費用等の事項は、「指定地域密着型通所介護（デイサービス）重要事項説明書」に定めるとおりとします。

(契約の有効期間)

第2条

- 1 本契約の有効期間は、令和 年 月 日から
令和 年 月 日までとします。
- 2 施設は、有効期間満了の1ヶ月前から有効期間満了の日までの間に、利用者に対し契約更新を行うか否かの意思表示を行うよう求めるものとします。
- 3 利用者から、有効期間満了までに何等の意思表示もなかった場合には、本契約は同じ条件で更新されるものとします。更新後の有効期限は、原則として、要介護度認定有効期間内とします。
- 4 提供するサービスの内容等を変更する場合は、別表1「契約変更合意書」に必要事項を記載の上記名押印し、利用者、施設が各1通を所持するものとします。

(地域密着型通所介護サービス計画等)

第3条

- 1 施設は、利用者に係る居宅サービス計画が作成されている場合には、それに沿って利用者の地域密着型通所介護サービス計画を作成するものとします。
- 2 施設は、利用者及びその家族等に対し、地域密着型通所介護サービス計画について説明を行い、同意を得るものとします。
- 3 施設は、利用者がサービスの内容、提供方法等の変更を希望し、変更内容が居宅サービス計画の範囲内でかつ変更可能な場合は、地域密着型通所介護サービス計画の内容をすみやかに変更するものとします。
- 4 施設は、利用者が「居宅サービス計画」の変更を希望する場合には、すみやかに居宅介護支援事業者への連絡調整等の援助を行います。

(サービス提供の記録等)

第4条

- 1 施設がサービスを提供した時は、「地域密着型通所介護サービス記録書」に、提供したサービス内容等の必要事項を記入し、作成後5年間保存するものとします。

- 2 「地域密着型通所介護サービス記録書」は、利用者もしくはその代理人の請求に応じてこれを閲覧させ、正当な理由がある場合には、複写物を交付するものとします。

(身体的拘束等の禁止)

第5条

- 1 施設は、サービス提供にあたり、身体的拘束等その他利用者の行動を制限する行為を行いません。ただし、利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するために緊急止むを得ない場合は、この限りではありません。
- 2 前項ただし書きの規定に基づき、身体的拘束等の行為を行った場合は、施設は、直ちにその日時、態様、利用者の心身の状況、理由、当該行為が必要と判断した職員名及び当該行為を行った職員名等、必要な事項について「地域密着型通所介護サービス記録書」に記録するものとします。

(サービス利用料金の支払い)

第6条

- 1 通所介護サービスに対する利用者負担金は、別紙「指定地域密着型通所介護 重要事項説明書」のとおりとします。ただし、契約の有効期間中、介護保険法等の関係法令の改正により、利用者負担金の改定が必要となった場合には、改定後の金額を通知し、本契約の継続について確認するものとします。
- 2 利用者が正当な理由なく、事業者を支払うべき利用者負担金を3ヶ月以上滞納した場合には、事業者は、1ヶ月以上の相当な期間を定めてその支払を催告し、期間満了までに支払われないときに限り、文書により契約を解除することができます。
- 3 事業者は、前項の催告をした後、契約を解除するまでの間に、居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者と協議し、利用者の日常生活を維持する見地から、居宅サービス計画の変更、介護保険外の公的サービスの利用等について必要な調整を行うよう要請するものとします。

(利用者からの契約解除)

第7条

- 1 利用者は少なくとも3日前までに施設に契約解除を予告することにより、いつでも解約することができます。
- 2 利用者は、事業者が定められたサービスを提供しなかった場合、その他この契約に違反した場合には、直ちにこの契約を解除することができます。

(事業者からの契約解除)

第8条

- 1 事業者は、利用者の著しい不信行為により、この契約を継続することが困難となった場

合には、その理由を記載した文書を交付することにより、この契約を解除することができます。この場合に、居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者はその旨を連絡します。

(契約の終了)

第9条

- 1 利用者が介護保険施設等に入所し、または、要介護（要支援）認定が受けられなかったとき等、この契約が目的とするサービスが提供できなくなった場合には、この契約は、終了するものとします。この場合、事業者はすみやかに利用者に通知するものとします。

(事故時の対応等)

第10条

- 1 施設は、サービス提供に際して、利用者の怪我や体調に急変があった場合には、医師及び家族への連絡その他適切な処置を迅速に行います。

(損害賠償責任)

第11条

- 1 事業者は、本契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により利用者に生じた損害について賠償する責任を負います。ただし、利用者にも故意または重大な過失が認められる場合には、事業者の損害賠償責任と相殺するものとします。

(損害賠償の免責)

第12条 事業者は、以下の各号に該当する場合には、自己の責に帰すべき理由がない限り、損害賠償責任を負いません。

- 1 利用者が、契約締結時その心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに起因して損害が発生した場合
- 2 利用者が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに起因して損害が発生した場合
- 3 利用者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由に起因して損害が発生した場合
- 4 利用者が、事業者もしくはサービス従事者の指示、依頼に反して行った行為に起因して損害が発生した場合

(守秘義務)

第13条

- 1 事業者、サービス従事者または従業員は、通所介護サービスを提供するうえで知り得た、利用者またはその家族に関する事項を、正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は本契約が終了した後も継続します。

- 2 事業者は、文書により利用者またはその家族の同意を得た場合には、居宅介護支援事業者との連絡、調整その他必要な範囲内で、同意した者の個人情報を用いることができるものとします。

(個人情報の提供)

第14条

- 1 利用者及びその家族（以下「利用者等」という。）は、当該利用者等の個人情報について、事業者が必要最小限の範囲内で使用することに同意するものとします。
- 2 前項の規定による個人情報の使用は、利用者のための居宅介護サービス計画に沿って、円滑にサービスを提供するために実施される、サービス担当者との連絡調整、介護支援専門員と事業者との連絡調整において必要な場合に限り、使用する期間は契約期間内とします。
- 3 事業者は、個人情報の使用を必要最小限とし、使用に当たっては関係者以外の者に漏れることのないよう細心の注意を払うものとします。
- 4 事業者は個人情報を使用した会議、相手方及び内容等の経過を記録しておくものとします。

(苦情処理)

第15条

- 1 事業者は、その提供したサービスに関する利用者等からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置して適切に応ずるものとします。
- 2 事業者は、利用者が苦情申出等を行ったことを理由として、利用者に対し何等不利益を与えることはありません。

(人権擁護と高齢者虐待防止法)

第16条

- 1 事業者は、利用者等の人権擁護、虐待防止等のために、次に揚げるとおり必要な措置を講じます。
 - ・事業所は、虐待防止に関する責任者を選定しています。
虐待防止に関する責任者（職・氏名）所長 白川 俊彦
 - ・事業所は、従業者に対する人権擁護・虐待防止の委員会及び啓発するための研修を定期的に行います。
 - ・事業所は、従業者が支援にあたっての悩みや苦悩を相談できるメンタルヘルス及びハラスメント（利用者、ご家族を含む）体制を整えるほか、従業者が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。
 - ・サービス提供中に、当事業所の従業者又は養護（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村等に

通報します。

(緊急やむを得ない場合の身体拘束の手続き)

第16条

身体拘束廃止に向けての取り組み

- 1 事業所は、身体拘束等の適正化の指針を整備します。
- 2 サービス提供に当たり、利用者または他の利用者の生命または身体を保護するためやむを得ない場合を除き、身体拘束を行いません。
- 3 緊急やむを得ず身体拘束を実施する場合は、その事由を利用者及び保証人等に、提供ケアに関する説明書をもって説明し、同意を得ます。
- 4 事業所は、緊急やむを得ず行う身体拘束について、実施状況の記録を整備し、その廃止に向けて対策を検討する委員会を開催するなど身体拘束等の適正化の取り組みを行います。
- 5 身体拘束等の適正化のための従業者に対する研修を定期的に行います。

(業務継続計画の策定)

第17条

1 感染症予防及び感染症の発生時の対応（衛生管理を含む）

- ・事業所は、施設における感染症の発生または食中毒の予防及び蔓延の防止のため 必要な措置を講じるとともに、必要に応じて保健所の助言・指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。
- ・事業所は、感染対策の指針を整備します。
- ・事業所は、感染症発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修、発生時の訓練を定期的に行います。
- ・事業所は、感染症が流行する時期等を起案して必要に応じテレビ電話装置等を活用しサービス担当者会議等を行います。
- ・厚生労働大臣が定める感染症または食中毒が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行います。

2

- ・非常災害対策 事業所に災害に関する担当者（防火管理者）を置き、非常災害に関する取り組みを行います。

防災の対応：消防計画に基づき速やかに消火活動に努めるとともに、避難・誘導にあたります。

防災設備：防火管理者を選任し、消火設備、非常放送設備等、必要設備を設けます。

- ・事業所は、大地震等の自然災害、感染症のまん延等、あらゆる不測の事態が発生しても事業を継続できるよう計画（BCP）を策定し、研修の実施、訓練を定期的に行います。

(契約外事項等)

第 18 条

- 1 この契約及び介護保険法等の関係法令で定められていない事項については、関係法令の主旨を尊重して、利用者と事業者の協議により定めるものとします。
- 2 この契約書は、介護保険法に基づくサービスを対象としたものであるため、利用者がこれ以外のサービスを希望する場合は、別途契約するものとします。

上記の契約を証するため、本書 2 通を作成し、双方が署名（記名）捺印の上、各 1 通を保有するものとします。

指定地域密着型通所介護（デイサービス）の提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

香樹の里 汐音

説明者

職 名 生活相談員 氏 名 藤根 萌希

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定地域密着型通所介護（デイサービス）の提供開始に同意し、交付を受けました。

令和 年 月 日

事 業 者

所 在 地 横浜市南区六ッ川 4 丁目 1234 番地 45

事業者名 社会福祉法人 楠会

代表者名 理事長 田 澤 勝 幸 印

利 用 者

住 所 _____

氏 名 _____ 印

電話番号 _____

身元引受人

住 所 _____

氏 名 _____ 印

電話番号 _____